

議案第 6 号

伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成 2 1 年条例第 1 号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 5 年 7 月 2 2 日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀 井 利 克

理由

伊賀南部リサイクルプラザ内の浴室の使用について有料化を実施するため、使用料に係る規定につき所要の整備を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀南部リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（使用料）

第8条 浴室を使用する者から次の表に定める使用料を徴収する。

施設	区分	使用料（1人当たり）
浴室	中学生以上	100円
	3歳以上小学生以下	50円
	3歳未満	無料

2 前項の使用料は、前納とする。

3 次の表に定める施設の使用料は、無料とする。

伊賀南部リサイクルプラザ	再生品工房、再生品保管室、再生品展示コーナー、市民活動室、研修室、環境学習コーナー
伊賀南部リサイクルプラザ分館	多目的スペース

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条中「前条」を「第7条」に改め、同条を第11条とする。

第8条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第9条 管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたときその他特別の理由があると管理者が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。